

令和2年4月20日

労働者派遣事業者の皆様

新型コロナウイルス感染症に係る
派遣労働者の雇用維持等に対するご配慮について

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣元事業主の皆様におかれましては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第30条に基づく雇用安定措置並びに「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

つきましては、労働者派遣契約の中途解除が生じた場合に関するリーフレットを送付いたしますので、この内容にご留意いただくとともに、派遣先の事業主の皆様に対するリーフレットについても同封いたしますので、貴社を通じ、各派遣先事業主様にも周知等いただきますようお願い申し上げます。

併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたこと等により、労働者派遣契約の中途解除や派遣労働者へのテレワーク実施について、各方面よりご照会をいただいていることから、当該内容に関するQ&Aを作成・同封いたしましたのでご参照願います。

今後とも、派遣労働者の雇用維持・確保等に向けて、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

熊本労働局 職業安定部
職業安定課 需給調整事業室
連絡先：096-211-1731